

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 税制改正・法案成立までのスケジュール

Q: 毎年行われる税制改正ですが、どのようなスケジュールで法案が成立するのでしょうか。

A: 税制改正は、年明けの通常国会で審議され、3月末に法案成立となります。

#### 【解説】

今年は、平成10年度に向けた税制改正の議論が早い時期から活発なようです。9年度改正で先送りされた法人税制の抜本的改革も10年度改正で実施される予定です。

ところで、税制改正の法案成立までのスケジュールは次のようになっています。

まず、要望を受ける側である大蔵省は、9月中には各省庁から要望に関するヒヤリングを開始します。これと前後して与党では、各省庁調整会議をスタートさせます。

大蔵省のヒヤリングは政府税調に、各省庁調整会議は与党税調におおむね引き継がれ、11月末には政府税調、与党税調とも年度改正作業に入ります。そして12月中旬には、政府税調は政府税調答申を、与党税調は与党大綱を作成し、閣議に報告を行います。ここで、大蔵省は予算作業を本格的にスタートさせることになります。

大蔵省は、年明けの1月中旬には、税制改正要綱をまとめ、閣議決定を経て、2月初旬には税制改正法案を国会に提出します。提出後は1~2カ月間に及ぶ国会の審議を経て、遅くとも3月末には法案成立の運びとなります。

